

仕 様 書

I 全体概要

- 1 件名
平成29年度革新的事業展開設備投資支援事業における財務審査及び事業計画審査に係る業務委託（単価契約）
- 2 目的
革新的事業展開設備投資支援事業は、革新的事業展開設備投資支援基金を活用して、東京都の施策目標に適う成長産業分野での事業展開や更なる発展に向けて競争力強化を目指し革新的事業展開に必要な先端機械設備を都内中小企業者等が新たに導入するための経費の一部を助成する事業である。
これにより、都内中小企業の自ら稼ぐ力を強化し、新たな事業展開の実現へと導くとともに、都内産業が、2020年以降においても活力ある持続的発展を維持することを目的とする。
- 3 委託上限件数
450件（各回想定225件程度）
※実際の委託件数は、各回の申請受付後に確定するため、申請状況により変動する場合がある。
※契約期間内において、全ての発注件数が委託上限件数に達したときは、契約期間の満了を待たずに、その時点で委託者はこの契約を打ち切るものとする。また、発注件数が委託上限件数に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって、この契約は終了する。なお、この場合であっても、受託者は異議を主張できないものとする。
- 4 委託期間
平成29年4月1日 から 平成29年12月15日（履行期限） まで
- 5 履行場所
千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎
公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備リース課
- 6 審査期間
第1回 平成29年5月下旬 から 6月下旬頃 まで
第2回 平成29年11月上旬 から 12月上旬頃 まで
※審査期間は、各回とも概ね1箇月程度とし、具体的な審査の日程は、別途定める。
- 7 履行方法
各回毎に審査結果等を電子データ（CD）で履行場所へ納品
- 8 支払方法
各回の履行完了を確認後、当該回に関する請求書の受領日から30日以内に指定口座へ振り込む。
- 9 担当部署及び連絡先
公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備リース課 特別支援担当
東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎4階
TEL：03-3251-7884 FAX：03-3251-7891

II 委託業務概要

- 1 本委託業務の趣旨
本委託業務は、申請者から提出された申請資料に基づき、本助成事業の採択過程に必要な事項の

電子リスト化を図りつつ、申請者が助成金の交付対象候補として一定の水準を満たしているか否かを公社が判断するための基礎資料を作成することを目的として実施する。

2 審査方法

審査は、申請者から提出された申請書類の主要項目を入力の上、以下のとおり行う。

(1) 財務審査

財務審査は、申請者の財務状況、申請事業の収支計画性等について審査する。

(2) 事業計画審査

事業計画審査は、本事業目的との適合性、事業計画の優秀性、実現性、都内経済への波及効果等について審査する。

※中小企業者及び小規模企業者の経営実態に即した書面審査を行うこと。

※特定の業界、業種等によって審査内容に偏りが生じることがないようにすること。

3 評価項目

(1) 財務審査（評点：100 点満点、評価基準：契約締結後に協議）

財務審査の評価項目は、以下の5項目とする。各評価項目ごとの評点に加えて、財務審査の評点理由欄、二次審査(面接審査)上の留意点等を付すための総合コメント欄を設けること。なお、具体的な財務指標や評価基準は、契約締結後に協議の上、決定する。

ア. 安全性

イ. 収益性

ウ. 成長性

エ. 中小事業者の特性を踏まえた補正

オ. 投資規模の妥当性

(2) 事業計画審査（評点：100 点満点、評価基準：契約締結後に協議）

事業計画審査の評価項目は、以下の4項目とする。各評価項目ごとの評点に加えて、事業計画審査の評点理由欄、二次審査(面接審査)上の留意点等を付すための総合コメント欄を設けること。なお、評価基準は、契約締結後に協議の上、決定する。

ア. 本助成事業の目的との適合性

イ. 事業計画の優秀性等

ウ. 設備投資の妥当性

エ. 都内経済への波及効果

4 履行方法

(1) 第1回及び第2回それぞれについて、審査資料が届いた案件から審査を開始し、申請企業の概要及び審査結果（評点、評点理由、総合コメント）、財務審査時における評価視点の基礎となる財務指標等の算出に必要な諸勘定科目の各期の決算数値をリスト化すること。詳細については、公社と協議の上、各回ごとに定めるものとする。

(2) 各回ごとに、申請案件ごとにリスト化した審査結果を出力するための書式（財務審査、事業計画審査ともにA4縦2枚以内）をあわせて作成し、同書式に申請番号を入力することで、当該案件の出力データが表示されるようにすること。（リスト及び同書式はエクセル形式とする。）

(3) 審査の実施状況について、公社事務局より進捗状況等の確認があった場合には、遅滞なく回答すること。

(4) 各回ごとに、全案件の審査及び入力完了後、上記の入力済電子データ（CD）を納品すること。

5 審査スケジュール（予定）

(1) 第1回 平成29年5月下旬～6月下旬

5月下旬・・・審査資料の発送 / 委託業務開始

6月下旬・・・審査完了期限 / 成果物の納品

(2) 第2回 平成29年11月上旬～12月上旬

11月上旬・・・審査資料の発送 / 委託業務開始

12月上旬・・・審査完了期限 / 成果物の納品

Ⅲ その他

1 本委託業務の受託先の選定について

本委託業務は、1ヶ月程度という限られた期間内において、公平・正確・迅速に審査を実施する必要がある。

本件は、価格競争入札となるため、本委託業務の趣旨を達成し、かつ、必要最小限の経費で実施可能な審査方法、審査体制、審査期間等を事前に検討の上、審査単価を見積もること。

2 本委託業務の受託にあたって

本仕様書は、申請件数や実際の実施スケジュールなどにおいて流動的な要素が含まれているため、本書に定めのない事案が生じた場合には、公社担当者と協議の上、本委託業務を履行すること。

また、常に最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

3 情報非公開について

本委託業務については、審査の中立性及び公平性を保つことが求められるため、契約に係る内容は、一切非公表とする。

4 遵守事項

- (1) 本委託業務の履行にあたり、受託者は、自身及び業務に従事する者に対して法令・社会倫理及び公社におけるコンプライアンスの遵守を徹底し、情報の漏えいや紛失など、公社の信用を損なうおそれのある行為をしてはならない。
- (2) 公社から提供された全情報は、本委託業務の履行完了後、速やかに、かつ、確実に破棄すること。
- (3) 本委託業務の履行上で知り得た情報については秘密を厳守し、本委託業務以外に利用してはならない。本委託業務の履行完了後も同様とする。
- (4) 自らの職務に利害関係があるものから金品を受領し、又は便宜の供与を受けてはならない。
- (5) 受託者はこの契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。なお、委託者の承諾を得た場合、受託者は自己の下請負業者等においても、その一切の責任、或いは履行義務を負うものとする。

5 本委託業務に係る成果物の著作権は、全て公社に帰属する。

6 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

7 環境対応車の使用について

本委託業務の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。